

事務連絡
令和5年1月31日

建設業者団体の長 殿

国土交通省不動産・建設経済局建設市場整備課

下請債権保全支援事業の延長等について

下請債権保全支援事業については、下請建設企業等の債権を保全することにより連鎖倒産を防止し、下請建設企業等の経営及び雇用の安定を図るため創設され、今日まで広く利用されてきたところです。

また、国土交通省では、先般、「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策（令和4年10月28日閣議決定）」に基づき、（一財）建設業振興基金が運営する金融事業について事業の拡充・運用改善を行い、建設業の資金調達円滑化に取り組んでおり、下請債権保全支援事業については、期日前の債権を買い取ることで早期に資金化できるよう制度を拡充し、令和4年12月1日から取扱いを開始したところです。

本事業は、令和4年度末までの事業となっていたところですが、今般、事業期間を延長し、関係者に対し別添1のとおり通知しましたのでお知らせいたします。

また、現下の資材や原油の価格高騰等が続く状況を踏まえ、建設業関係の資金繰り対策（別添2）の活用についても、貴団体傘下の各企業に対して、併せて周知方お願いいたします。

以上